

ま え が き

平成 21 年 4 月から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、全面的に施行され、平成 20 年度決算に係る 4 つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうちいずれか 1 つが早期健全化基準以上の団体は、同法に基づき、財政健全化計画を策定し、財政健全化に向けた取組みが必要となりました。平成 20 年度決算に係る千葉県内市町村の 4 つの健全化判断比率は、全て早期健全化基準を下回りましたが、今後は、必要な事業を展開しながら、健全化判断比率を踏まえた財政運営が求められるようになりました。

平成 20 年度決算では、地方税や地方交付税など、使途が特定されない一般財源が増加し、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は過去最高となった昨年度と比較し、91.4%に低下しましたが、一方で、義務的経費である扶助費、公債費は増加傾向にあり、依然として財政の硬直化が見られるところです。また、地方債残高は全体として減少しているものの、臨時財政対策債の残高が増加していることから、将来への財政負担も懸念されるところです。

このような厳しい財政状況にある地方公共団体では、限られた財源を住民福祉の向上のためにより一層有効に活用することが求められており、そのためには、各市町村で自らの財政構造の点検を十分に行い、更なる歳入の確保、事務事業見直しにより、財政体質の健全化に努める必要があります。

その前提として、まずは各市町村が自らの財政状況を正確に把握し、財政分析を行うことが求められています。

本書は、「平成 20 年度地方財政状況調査（決算統計）」の調査結果をもとに千葉県内の市町村の普通会計決算等を取りまとめたものです。財政分析等を行うことは自らの財政運営上の課題を明確にし、それを今後の財政構造の改善に反映させるうえで、また、住民等に対して分かりやすく財政情報を開示するうえで、非常に有益です。本書所収の分析指数表その他の資料を財政分析資料として有効に御活用され、各市町村の今後の機動的・弾力的な財政運営に資するとともに、住民の皆様が財政に対する理解を深める一助となれば幸いです。

平成 22 年 3 月

千葉県総務部市町村課長 志村 勇 亮